

生活保護法や刑事訴訟法 239 条等を遵守し、犯罪のない習志野市を実現するため、警察と連携し、積極的に犯罪の撲滅に努めることを求める 1 2 枚組の陳情

*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ等で公開される場合は、添付した 8 枚の数値資料（私の認識ではこの 8 枚の資料も陳情書の一部です）も併せて全 1 2 枚を一括してお取り扱い（公開）ください。

【陳情趣旨】

数年前、JR 津田沼駅北口前のペDESTリアンデッキに「犯罪のない習志野市を目指そう」と言うような趣旨の横断幕が掲出されているのを拝見し、私はこれに強く賛同したことを記憶しております。この様なスローガンに反対するのは犯罪者やその予備群以外ないものと確信しております。

さて、生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。外国人は対象外ですが現状「人道的見地（慈愛の精神）」で制度を「準用」して施して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない（＝生活保護に安住してはならない）という事は言うまでもありません。

以下に習志野市の受給者数や保護費及び不正受給（≒詐欺）未納額、不納欠損額などの過年度推移を記します。市役所から受領し、添付した 8 枚の資料「習志野市統計書 平成 29 年版」なども併せてご覧ください。

平成 17 年度末：受給者数：1 0 3 2 名、保護費：約 1 6 億 8 千万円
 平成 21 年度末：同 1 3 6 9 名、同約 2 0 億 9 千万円
 平成 22 年度末：同 1 5 8 7 名、同約 2 4 億円
 平成 23 年度末：同 1 6 6 8 名、同約 2 7 億 7 千万円
 平成 24 年度末：同 1 8 1 7 名、同約 2 8 億 1 千万円、不正受給未納額：約 7 1 2 2 万円、不納欠損額：約 7 3 7 万円
 平成 25 年度末：同 1 8 7 2 名、同約 2 9 億 4 千万円、同約 7 0 8 3 万円、同約 5 5 0 万円
 平成 26 年度末：同 1 9 5 7 名、同約 3 2 億円、同約 7 3 1 3 万円、同約 6 2 4 万円
 平成 27 年度末：同 2 1 1 6 名、同約 3 3 億 1 千万円、同約 7 9 3 8 万円、同約 6 3 1 万円
 平成 28 年度末：同 2 1 8 9 名、同約 3 5 億 6 千万円、同約 8 2 2 7 万円、同約 4 0 4 万円
 平成 29 年度末：同 2 2 0 4 名、同約 3 6 億 6 千万円、同約 9 7 3 8 万円、同約 4 0 万円

*前年に対する増加率 (%)

	市内人口	生活保護受給者数	不正受給未納額
平成 2 7 年度	1 0 1 . 2	1 0 8 . 1	1 0 8 . 5
平成 2 8 年度	1 0 1 . 5	1 0 3 . 4	1 0 3 . 6
平成 2 9 年度	1 0 0 . 3	1 0 0 . 7	1 1 8 . 4



[平成29年度などの考察]

- ・上表の通り、人口は微増（101.2→101.5→100.3）も、生活保護受給者数は増加傾向、ただし年次が最近になるほど増加率が低下（108.1→103.4→100.7）しているのが唯一の救い。だが、これもむなしく不正受給未納額は人口増や受給者数増と比し急激に増加（108.5→103.6→118.4）している。言い換えると不正受給による習志野市（≒納税市民）の被害が急拡大＝悪化しているということである。
- ・平成29年度末の不正受給未納額：約9738万円と平成28、29年度の 債権放棄額：約444万円を合すると、約1億0180万円となり、この間に習志野市（≒納税市民）が被った被害額は1億円の大台を突破。
- ・不正受給未納額も初めて1億円の大台に迫り約9738万円となる。前年よりも約1510万円も増加している。また、1世帯当たりの平均不正受給未納額は100万円を超え、直近5年間の平均債権放棄額も110万円を超える惨状。

これ等の源資はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。

受給者は一般人（≒納税者）と違い、自らの意思で権利を行使して受給者になった以上、一般人にはない特別な義務も負っていただくことが生活保護法で謳われています。

特別な義務の具体例を挙げますと、臨時収入や資産を正確に保護の実施機関など（習志野市の場合は生活相談課、以下「当局」と言う（狭義）、広義では市役所）へ届け出ることや知人や金融機関などから借金をしてはいけないことなどが取り決められており、これ等を怠ると不正受給に該当する可能性が非常に高いため、習志野市では「生活保護不正受給のしおり」をすべての受給者（世帯）に配布しています。

これはすべての文字（漢字）にひらがなを振り、日本語が不自由な方にもわかりやすく不正受給に該当する具体例などを例示しているものです。また、外国人用に朝鮮語版、中国語版、スペイン語版、英語版などもあり全受給者世帯に配布しているところですが、上記の通り不正受給は改善するどころか増える一方です。

また、「不納欠損額＝債権放棄額」は本来不正受給者から市に対し弁済してもらうべき金員ですが時効などでいわゆる「不正受給者に逃げ切られてしまった」最も恥ずべき金員です。

不正受給も不納欠損も本来ゼロでなければならない数値であることは言うまでもありませんが、これ等の惨状を納税者が広く知るところとなれば、生活保護制度への信頼が大きく揺らぐことは必至です。

そこで、これ等の犯罪（≒詐欺）を抑止、摘発、弁済などを促すには警察との連携が最も重要であると考えます。具体例を挙げますと当局に取材しましたが平成26年度から28年度で不正受給者（不納欠損者を含む）を警察へ通報、相談等した事実は一件もないとのことでしたが、平成23年11月時点で習志野市泉町3に居住し、不正受給を行ったパート女性（当時45歳）について、市が警察に通報・相談等したところ習志野署によって当該女性は詐欺容疑で逮捕されたわけですが、後日（ほぼ直後）高額の不正受給金員は逮捕を機にこの女性の親などが習志野市に対し、一括して全額弁済に至ったとも聞いております。

警察の力を借りて不正受給案件を解決するという事は制度担任部署である生活相談課（当局）は勿論、市政の適正な執行を管理監督する市民の代表である市議会ひいては習志野市の恥とお考えなのかもしれませんが、残念ながら現状の対応では不正受給者は増加の一途を辿ることが強く懸念されます。

特に外国人については生活保護制度（法）の対象外であることが最高裁判所でも確定判断されているにも拘らず、現状人道的見地で施して差し上げているわけですが、平成 29 年度末時点で 4 世帯が不正受給中です。これ等外国人の不正受給は日本人のそれも卑劣ですが、それ以上に、まさに天に唾する悪行です。

これ以上、このような犯罪（≒詐欺）を見て見ぬふりをするのは、当局、市議会共にお止めください。皆様方も犯罪の片棒を担いでいるとの疑念を抱かれかねません。

【陳情項目】

外国人不正受給世帯の未納額を今年度内に全額弁済させてください。これを実現することが当局、市議会だけでは難しい場合は習志野警察署へ可及的速やかに通報、相談、告発等を行ってください。
*特に告発は刑事訴訟法 239 条 2 項に基づく公務員の義務です。（下記参照）

※全額弁済させることは、これの主管は当局及び市議会だと思いますが、本陳情が付託されなかったり、付託されても納得のゆくしつかりした議論の行われなまま不採択となった場合、平成 30 年度内に全額弁済に至らなかった場合など状況に応じ、本陳情（公文書として当局から頂戴した資料も含む）等を基に私個人として僭越ながら当局及び市議会の主管業務を代行し、習志野警察署に外国人不正受給者を詐欺容疑で告発する可能性があることを取って記しておきます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

・不正受給外国人世帯（被疑者＝債務者）：氏名・住所不詳、債権者：習志野市（≒納税市民）

また、言うまでもありませんが地方公務員は一般職、特別職を問わず、刑事訴訟法 239 条 2 項により、「犯罪の告発が義務」であることも記しておきます。

[刑事訴訟法 239 条 2 項要旨]

・公務員はその職務を行うことにより犯罪が思料されるときは、所管捜査機関等に「告発をしなければならない。」

*上記同様本陳情の受理後の取り扱い推移、審議内容、賛否、当局の対応等に合わせ、場合によっては誠に残念ながら、当局の皆様などについても刑事訴訟法 239 条 2 項違反等の容疑で私個人として習志野警察署に告発を行わざるを得ない事も考えられます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

以上、生活保護関連の外国人不正受給者（世帯）などに対しても信賞必罰、社会正義を警察と連携し習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

【最後に】

あらぬ誹謗中傷の類を未然に防ぐため記しておきますが、私には外国人を差別しようなどという意図は一切ありません。

ただし法的根拠の全くない困窮外国人への生活保護は第一義的には当人の属する国家、地域が施すべきであってそれが期待できないならば帰国、帰還またはGDP上わが国より裕福とされる米国や中国或いは社会保障体制がわが国より優れているとされる北欧諸国などへ移住された方が良いと思っております。

【但し書き】…前議会まで記載しておりましたが、当たり前のことなので今回以降、当面は全文削除します。

~~本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)~~

~~誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め私に対するご意見、お問い合わせや来訪・郵便・宅配・電子メール・電話などは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。~~

~~*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。~~

以上、ご理解のほどよろしく願いいたします。

平成30年11月21日

習志野市鷺沼台4-7

 緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

生活保護費モデル世帯別基準額(平成30年度)

平成30年4月1日現在

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月~3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月~3月)			3,660
	計(住宅・冬季含む)			172,750
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			252,860	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			215,990	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,490
計(住宅・冬季含む)			252,530	

帰化人数

年度	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年度	14	1		5	0	0	1	1	6
平成25年度	19	8		10	1	0	0	0	0
平成26年度	20	10		9	1	0	0	0	0
平成27年度	15	5	0	5	0	0	0	0	5
平成28年度	11	0	0	5	1	1	0	1	3
平成29年度	13	6	1	3	1	1	0	0	1

国籍別人数

年	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年	2585	469		996	236	301	51	101	431
平成25年	2604	452		938	214	330	52	90	528
平成26年	2804	461		999	188	346	56	82	672
平成27年	3006	381	60	1086	210	368	50	86	765
平成28年	3428	408	61	1185	227	364	47	85	1051
平成29年	3689	392	49	1253	213	408	54	79	1241

※国籍別人数については各年とも12月末日時点のデータ

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)
各年度 7月1日現在

表1

	30年度		29年度		28年度		27年度		26年度		25年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮					12	12	11	11	9	9	8	8
韓国	12	12	10	10								
朝鮮	4	4	4	4								
中国・台湾	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4	1	2
フィリピン	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25	10	25
ブラジル	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3	1	2
ブラジル以外中南	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10	4	12
その他	1	1	3	4	4	6	5	11	6	18	7	24
合計	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69	31	73

- * 表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
- * 21年度より国名に「ブラジル以外中南米」が追加
- * 26年度より国名の「中国」が「中国・台湾」に変更
- (被保護者全国一斉調査は、24年度以降調査がないため、24年度以降は各年7月1日時点の世帯数をカウント)

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
平成25年度末	34	72
平成26年度末	40	72
平成27年度末	43	73
平成28年度末	42	67
平成29年度末	41	60

* 表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成28年度末	1,695	2,189
平成29年度末	1,733	2,204

30年7月1日、29年7月1日付国別内訳表(再掲)

	30年7月		29年7月	
	世帯	人員	世帯	人員
韓国	12	12	10	10
朝鮮	4	4	4	4
中国・台湾	5	6	5	7
フィリピン	10	18	12	26
ブラジル	4	5	4	5
ペルー	5	12	5	11
タイ	0	0	1	1
イラン	0	0	1	2
ナイジェリア	1	1	1	1
合計	41	58	43	67

被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
 ※保護費は年間の支給総額